





---

(2) 貸切バスにおける安全確保の徹底について

(配信日 : R5. 5. 19)

5月16日(火)午後8時15分頃、宮城県栗原市の東北自動車道下り線において、岩手県一関市に向けて乗客乗員40名程度を乗せた貸切バスが車両故障のため路肩に停車していたところ、大型トラックが追突し、3名が死亡、1名が重傷を負うという誠に痛ましい事故が発生した(5月17日(水)9時現在)。

事業用自動車における輸送の安全確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、事故を起こさず、国民の生命、身体及び財産をしっかりと守ることが、運送事業の社会的信頼を維持するために最も必要なことである。

については、貸切バスの安全確保の徹底を図るため、貴会傘下会員に対し安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう下記事項について改めて周知徹底を図りたい。

記

1. 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」(以下「指導監督マニュアル」という。)に基づき、緊急時における適切な対応について運転者への指導を徹底すること。特に交通事故・車両故障発生時には、次に掲げる事項について改めて実施を徹底すること。

(1) 高速道路上においては停止表示器材を設置し、他の自動車に事故の発生を知らせる等、道路における危険防止措置を実施すること

(2) 状況に応じ、乗客を車両から退避させ、万が一停止車両への追突事故が発生した際に乗客が巻き込まれないようにする等、乗客の安全の確保に係る措置を実施すること。

※指導監督マニュアルバス事業者編 概要編

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/bus\\_gaiyohen.pdf](https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/bus_gaiyohen.pdf)

※指導監督マニュアルバス事業者編 本編

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/bus\\_honpen.pdf](https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/bus_honpen.pdf)

2. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するよう関係者に徹底すること。

---

(3) 令和4年度第4回「運行管理高度化検討会」を開催しました

(配信日 : R5. 3. 24)

3月23日（木）に令和4年度第4回運行管理高度化検討会を開催し、運転者が遠隔点呼を受けることのできる場所の拡大の要件や、乗務前自動点呼及び運行管理業務の一元化の実証実験に関する議論を行いました。

検討会の中では、今後実施予定の乗務前自動点呼の実証実験において確認すべき事項の議論や運行管理業務の一元化の要件の検討を行うにあたり、実証実験参加事業者ごとの業務の集約パターンを示すとともに、各課題に対する検討方針などの議論を行いました。

※検討会資料については、以下リンク先をご覧ください。

→ [https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000082.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html)

---

#### (4) 健康起因事故防止～睡眠時無呼吸症候群及び緑内障の啓発動画について～ (配信日：R4.12.16)

国土交通省では、健康起因事故防止に向けて各種マニュアルを整備しております。この度、公益財団法人国際交通安全学会より、睡眠時無呼吸症候群及び緑内障に関する啓発動画の紹介を受けましたので、本メールマガジンで展開いたします。簡単なアンケート（5分程度）もございますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

- ・ 動画紹介URL：[https://www.iatss.or.jp/movie/?from=navi\\_pulldown\\_e](https://www.iatss.or.jp/movie/?from=navi_pulldown_e)
- ・ アンケートURL：<https://forms.gle/gj1jSKfudTiW8zv5>（睡眠時無呼吸症候群）  
<https://forms.gle/db8iPTv3qnzAaa128>（緑内障）

※本内容に関するお問い合わせは、公益財団法人国際交通安全学会へご連絡頂きますようお願いいたします。

（お問い合わせ先）

<https://www.iatss.or.jp/contact.html>

---

#### (5) 運転者が体調不良等を生じた場合における適切な運行管理の徹底について (配信日：R4.12.9)

事業用自動車の安全確保の徹底については、機会あるごとに注意喚起しているところですが、今月4日、高速乗合バス運転者が運行中に体調不良が生じているにもかかわらず、運行管理者に報告することなくそのまま運行を継続し、前方車両に追突し乗客等9名が負傷する事故が発生しました。



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

\* このメルマガについてのご意見は、

< hqt-mailmagazineotoiawase@gxb.mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> ）

\* ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

（ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html> ）

【参考】

\* 自動車局ホームページ

（ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

\* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

（ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html> ）

・ フリーダイヤル 0120-744-960（年中無休・24時間）

（オペレータ受付時間 平日9:30~12:00 13:00~17:30）

\* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

